

母子栄養食品を支給しています

佐野市では、市で定めた所得基準額に満たない世帯の妊産婦及び乳児に栄養食品(牛乳・粉ミルク)を支給しています

【支給対象者】

生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯、または下記の所得基準額表に規定する所得基準額を満たさない世帯に属する妊産婦及び乳児

※乳児は、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた場合に支給しています

＜所得基準額表＞

世帯人員	所得基準額（年額）
1人	930,000円
2人	1,440,000円
3人	1,980,000円
4人	2,450,000円
5人	2,860,000円
6人	3,320,000円



※ 7人世帯からは、1人増すごとに38万円追加

※ 所得基準額は、自営業者は所得金額、給与所得者は収入金額とします

【支給内容】

	支給期間	支給品目
妊 婦	申請した月の翌月初日から 出産した日の属する月の末日まで	牛乳1日1本
産 婦	出産日の翌月の初日から3か月間	牛乳1日1本
乳 児	出生後満4か月目の初日から、9か月間 (医師により栄養強化を行うことが必要 と認められた場合に支給されます)	粉ミルク (おおむね1か月1缶)

【申請に必要なもの】

- ・母子栄養食品支給申請書
- ・母子健康手帳



お問い合わせ
こども家庭センター
TEL 85-7317